

能は

- ①生涯学習情報の提供及び学習相談

体制の整備

- ②学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画

- ③関係機関との連携・協力及び事業の委託

- ④生涯学習のための指導者等の養成・研修

⑤地域の実情に応じ講座を主催するなどとなっています。

◇大学等の生涯学習センター

体系的・継続的な講座の実施や情報の提供、学習相談などのため、大学等の自主的な判断により生涯学習センターを開設することが期待されるとしています。

◇生涯学習重点地域
教育・スポーツ・文化施設等の整備状況には地域的な偏りがみられる。今後は、それぞれの地域特性を生かしつつ、地域の要請に基づき「生涯学習重点地域を設定し、高度で、かつ多様な学習機会を提供していくことが考えられる」とし、民間活動の利用が重要であるとしています。

◇民間教育事業の支援

民間教育事業者の自主性を尊重し、それぞれの自由な発展にゆだねることを基本とし、必要に応じて地域における学習需要の動向等に関する情報の交換を行っています。

換を行うなど、間接的な支援を行うことが望ましいとしています。

三、県の生涯教育推進体制について

1 生涯教育推進組織の整備

県民のだれもが「いつでも、どもこでも」生涯にわたって学習のできる条件整備を全県的に推進するため、昭和六十年四月、副知事を本部長、教育長を副本部長とする「生涯教育推進本部」を設置しました。また、同年、生涯教育推進の核となる、民間人をも含めた「生涯教育推進会議」を設置し、県民の学習機会の整備を目指す生涯教育の推進を重点に、県民のだれもが参加できる学習機会の充実、生涯教育データバンクの整備、学習情報提供の充実など生涯教育推進体制の整備に努めています。
(資料4参照)

2 生涯学習情報提供

(1) 生涯学習ガイドブックの発行
県民が「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習活動を援助するため、資料提供として、施設や指導者、学習教材、学習グループ、学習事業等の情報を収集・整理し生涯学習基礎資料として「ガイドブック」を年次計画で発行しています。

資料4 (平成2年度) 福島県生涯教育推進事業体系図

